

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。医薬品の供給が不足等した場合には、当院における使用医薬品の見直しを行う等、適切に対応するように体制を整えております。

また、外来診察時、医師は一般名処方にて処方箋を発行しております。患者さんは、処方箋をもって調剤薬局へ行き、数種類ある医薬品の中から薬を選択します。その際、患者さんのご希望を伝えた上で調剤薬局の薬剤師から薬の情報と説明を納得するまで受け、よく相談してから薬を選択してください。

入院中の患者さんに対しても後発医薬品を処方させていただきますが、医薬品の供給状況により、今まで処方されていた薬と同じ効果を持つ薬に変更させていただく場合がございます。その際は、医師からご説明させていただきます。

後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。